

育児休業給付の支給申請に係わる協定書

会社と従業員とは、育児休業給付の支給申請について下記の通り協定する。

記

1. 支給申請手続きの代理

雇用保険法第61条の4、第61条の5に定める育児休業給付基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の支給申請について、被保険者に代って事業主が、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に支給申請の提出を行なうこととする。

2. この協定は平成 年 月 日から発行する。

平成 年 月 日

事業所名

代表者名

印

労働者代表

印